# 県内における軽石の大量漂着について(第23報)

標記に係る10月31日時点の漂着状況及び関係課等の対応状況等について、下記のとおり取りまとめましたので、報告します。(下線が第22報からの変更箇所)

1 市町村別の軽石の漂着状況・漁船の被害状況 [ ( ) 内は原状回復済み]

	ι ι μ] ሊ <i>λ Ό</i> ብ	ロノギエル	<u> コ Uノ /示</u>	<u> 1111                                </u>	6 /   /   /		古仏ル	L \	/ / / / / /	<u> よぶ 1人 巴</u>	11夕/月 0	<u>'                                    </u>
		港湾		漁港			海岸	農地海岸		合計	前回か	漁船
		県	市町村	県	市町村	未指定		県	市町村		らの増	被害
	1 4 1 .										減数	
_ 1	長島町											1
2	西之表市	1(1)			1(1)					2(2)		
3	中種子町				1(1)					1(1)		
4	南種子町	1(1)								1(1)		
5	屋久島町		1(1)				1(1)			2(2)		1
6	三島村		2							2		
7	十島村	1	7	2(2)	1(1)					11(3)		
8	喜界町	1	1	1			2	4		9		9
9	奄美市	1	6 <u>(2)</u>	3(3)	4(4)	5 <u>(4)</u>	7(3)	3 <u>(1)</u>	2 <u>(1)</u>	31 <u>(18)</u>	(3)	14
10	龍郷町		2(2)		2(2)		5 <u>(1)</u>			9 <u>(5)</u>	(1)	2
11	大和村		1		2(2)		3 <u>(1)</u>		1	7(3)	(1)	2
12	宇検村						2(2)	1(1)		3(3)		5
13	瀬戸内町	1(1)	3(3)	1(1)	1(1)		6(2)	3 <u>(1)</u>	1	16 (9)		6
14	徳之島町	1(1)	1			2	8	2(2)		14(3)	(2)	1
15	伊仙町		1 <u>(1)</u>				1			2 <u>(1)</u>	(1)	
16	天城町				1(1)		1	1	1	4(1)		1
17	和泊町	1 <u>(1)</u>	1(1)		1(1)		3(1)		1	7 (4)	(1)	1
18	知名町		1(1)	1	1(1)		2(1)			5(3)		2
19	与論町	1	1(1)		2(2)	1(1)	1(1)	1(1)	3 <u>(2)</u>	10(8)	(3)	5
	合 計	9 <u>(5)</u>	28 <u>(12)</u>	8 <u>(6)</u>	17 (17)	8 <u>(5)</u>	42 <u>(13)</u>	15 <u>(6)</u>	9(3)	136 <u>(67)</u>	(12)	50
	曽加数	(1)	(3)	(3)		<b>(▲</b> 1)	(2)	(1)	(3)	(12)		

2 漂着箇所における対応状況

- <u>/示相 固加における対心化ルーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>										
	県 管 理				市町村管理等					
	港湾	漁港	海岸	農地 海岸	港湾	漁港	船溜	農地 海岸	計	
漂着箇所数	9	8	4 2	1 5	28	1 7	8	9	1 3 6	
自然回復済み	2	2	5		6	1 3	4		3 2	
対応予定なし			5	8	1 5		2	4	3 4	
少量であるため				8			2	4	1 4	
一般利用される場所でないため					3				3	
利用に支障がないため			5		1 2				1 7	
要対応 (要回収)	7	6	3 2	7	7	4	2	5	7 0	
着手済み	7	6	2 9	6	7	4	2	5	6 6	
事業等により回収済	3	4	8	6	6	4	1	3	3 5	
事業実施中	4	2	2 1				1	2	3 0	
ボランティア等により回収中					1				1	
未着手			3	1					4	
国補助事業実施予定			3	1					4	
その他事業予定										

# 3 関係各部の対応状況等(変更があったもの)

### (1) 商工労働水産部

#### 〇産業立地課

・軽石の活用に関する企業等からの問合せに対して,情報提供(25件) や技術支援(<u>8</u>件)を行っている。

### ○漁港漁場課

- ・県管理の漁港については、<u>2か所</u>で「海岸漂着物等地域対策推進事業」を実施中及び4か所で撤去完了。
- ・市町村管理の漁港については、<u>4か所で</u>「海岸漂着物等地域対策推 進事業により撤去完了。

# (2) 農政部

### 〇農地整備課

- ・軽石漂着が確認された県管理の農地海岸のうち、景観に影響等のある<u>7か所</u>については、<u>1</u>か所で「海岸漂着物等地域対策推進事業」 を実施予定及び6か所で撤去完了。
- ・軽石漂着が確認された市町村管理の農地海岸のうち、景観に影響等のある5か所については、2か所で「海岸漂着物等地域対策推進事業」を実施中及び3か所で撤去完了。

## (3) 土木部

## 〇港湾空港課

- ・県管理の港湾については、<u>4か所</u>で「海岸漂着物等地域対策推進事業」を実施中及び3か所で撤去完了。
- ・市町村管理の港湾については、1 か所で住民ボランティア等により回収中及び6 か所で撤去完了。

# 〇河川課

- ・軽石の漂着が確認された建設海岸及び一般公共海岸42海岸のうち、 撤去が必要と判断した32海岸について、「海岸漂着物等地域対策推 進事業」での撤去を行うこととしている。
- ・このうち、29海岸において、県及び市町村による撤去作業に着手しており、8海岸について撤去が完了した。
- ・残る3海岸については順次入札等の手続きを進める。